

入札説明書

第一管区海上保安本部の入札公告については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 新田 慎二

2 履行内容

- (1) 件名 別添のとおり（21件）
- (2) 履行場所 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

- ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札金額は、入札者が設定する契約電力に対する単価(KWh単価、月額)及び使用電力量に対する単価(KWh単価)を根拠とし、当本部が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- ② 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ③ 入札者は、仕様書を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- (5) 入札保証金及び契約保証金は免除とする。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない

者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）については「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格として地球温暖化防止対策の観点から、別紙に示す「省CO₂化に関する入札参加の要件」に基づく報告書を提出し条件を満たす者であること。

4 入札書類データ（証明書等）

(1) 紙入札方式による証明書等の受領期限及び電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限 平成31年1月23日 16時00分

(2) 提出証明書類

紙入札参加者は、

- ① 国土交通省競争参加資格結果通知書（写）
- ② 紙入札参加願
- ③ 紙業者登録事項（必須）
- ④ 省CO₂の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書（別紙参照）
- ⑤ 本調達案件に対応する自社の電気需給約款
（ホームページにより公表している場合は提出不要）

電子入札参加者は、

- ① 国土交通省競争参加資格結果通知書（写）
- ② 確認書（様式1）
- ③ 省CO₂の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書（別紙参照）
- ④ 本調達案件に対応する自社の電気需給約款
（ホームページにより公表している場合は提出不要）

5 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム（GEPS）

<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

問い合わせ先は、下記(2)に同じ

(2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

① 競争参加資格に関する問い合わせ

〒 047-8560 北海道小樽市港町5番2号

第一管区海上保安本部 経理補給部経理課

Tel 0134-27-0118 (内線 2225)

ファクシミリ 0134-27-6183

② 仕様書に関する問い合わせ先

第一管区海上保安本部経理補給部補給課

Tel 0134-27-0118 (内線 2257)

(3) 入札書の受領期限 平成31年1月30日16時00分

(郵送する場合は受領期限までに必着のこと)

(4) 入札書の提出方法

① 入札書を直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「1月31日開札〔契約件名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

② 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「1月31日開札〔契約件名〕の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出す

る場合と同様に氏名等を朱書し、上記1宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 再度入札について

① 1回目の入札が不調になった場合、再度入札（2回目）に移行するが、再度入札の時間については、原則として30分後に設定するので、当本部からシステムで送信される通知書は必ず確認すること。なお、電子入札と紙入札が混在する場合、開札時間までに時間を要するなどの場合は、当本部から連絡する。

② 紙入札者が再度入札（2回目）に応ずる意思があり遠隔地より入札書を郵送する場合は、郵送に要する時間を考慮し、再度入札日（2回目）を2日後に設定するので、指定する期日までに郵送又は持参すること。

(6) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札の日時及び場所

日時：別添のとおり

場所：小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎第一管区海上保安本部経理補給部経理課

(10) 開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- ⑥ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札参加者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

なお、電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札業者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札参加業者は、「紙入札方式参加願」に記載するものとする。

(11) 入札者に要求される事項

- (a) 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書

類データ（証明書等）を上記5（1）に示すURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な書類等を所定の受領期限までに上記5（2）に示す場所に提出しなければならない。

なお、(a)、(b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 落札者の決定方法は最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書4. に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3. の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 本調達予算の成立を条件とする。

(4) ICカード不正使用等の取扱い

電子入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、当該電子入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

<不正に使用等した場合の例示>

- ①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ②代表者、受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

(5) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定

しないものとする。

(6) 支払条件

毎月払い

(7) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 電力量等について

イ 各月の電力料金の算定方法は、基本料金について力率割引または割増を行う場合および電力量料金について燃料費調整を行う場合には、北海道内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気供給約款）に依るものとし、これによりがたい場合は協議する。

ロ 入札価格の算定にあたっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

1 競争入札に付する事項			
(1) 入札件名	(2) 履行場所		(3) 開札の日時
1 電気買入（羅臼）	目梨郡羅臼町富士見町1-1	羅臼海上保安署陸電施設	平成31年1月31日 9時15分
2 電気買入（根室）	根室市琴平町1丁目38番地	根室海上保安部陸電施設	平成31年1月31日 9時30分
3 電気買入（花咲）	根室市花咲港先西浜地区公共荷捌地	根室海上保安部花咲港陸電施設	平成31年1月31日 9時45分
4 電気買入（釧路北ふ頭3号）	釧路市海運2-1	釧路海上保安部北ふ頭3号陸電施設	平成31年1月31日 10時00分
5 電気買入（釧路入舟ふ頭）	釧路市港町1番	釧路海上保安部入舟陸電施設	平成31年1月31日 10時15分
6 電気買入（室蘭）	室蘭市築地町無番地(西3号埠頭)	室蘭海上保安部陸電施設	平成31年1月31日 10時30分
7 電気買入（広尾）	広尾町会所前4	広尾海上保安署陸電施設	平成31年1月31日 10時45分
8 電気買入（稚内北ふ頭）	稚内市開運1-1-1	稚内海上保安部北埠頭陸電施設	平成31年1月31日 11時00分
9 電気買入（紋別）	紋別市港町2丁目	紋別海上保安部陸電施設	平成31年1月31日 11時15分
10 電気買入（網走）	網走市港町1丁目1番	網走海上保安署陸電施設	平成31年1月31日 11時30分
11 電気買入（留萌）	留萌市明元町1丁目	留萌海上保安部陸電施設	平成31年1月31日 11時45分
12 電気買入（函館万代ふ頭）	函館市万代町19番地先	函館海上保安部万代埠頭陸電施設	平成31年1月31日 13時15分
13 電気買入（函館西ふ頭）	函館市弁天町31番1	函館海上保安部西埠頭陸電施設	平成31年1月31日 13時30分
14 電気買入（床潭受信所）	厚岸郡厚岸町床潭350-9	床潭受信所	平成31年1月31日 13時45分
15 電気買入（函館基地）	函館市赤坂町65-1	函館航空基地	平成31年1月31日 14時00分
16 電気買入（釧路基地）	釧路市鶴丘2	釧路航空基地	平成31年1月31日 14時15分
17 電気買入（千歳基地）	千歳市平和無番地	千歳航空基地	平成31年1月31日 14時30分
18 電気買入（留萌港湾合庁）	留萌市大町3丁目37	留萌港湾合同庁舎	平成31年1月31日 14時45分
19 電気買入（根室港湾合庁）	根室市琴平町1丁目38番地	根室港湾合同庁舎	平成31年1月31日 15時00分
20 電気買入（釧路港湾合庁）	釧路市南浜町5-9	釧路港湾合同庁舎	平成31年1月31日 15時15分
21 電気買入（釧路埼灯台）	釧路市米町2-9-15	釧路埼灯台	平成31年1月31日 15時30分

別紙

省CO₂化に関する入札参加の要件

- 以下の①及び②を満たした者を入札参加資格者とし、別添による報告書を提出すること。
- ①省CO₂化の要素を考慮する観点による基準表により算出した合計点数が70点以上（下記基準表の左欄の項目毎に、中欄の数値に応じた右欄の点数を合算した点数。）であること。
- ②前年度、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）の履行義務を達成している者であること。

<省CO₂化の要素を考慮する観点による基準表>

項目	数値	点数
平成28年度の1kWhあたりの全電源平均CO ₂ 排出係数（注1-1） (kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.500未満	70
	0.500以上 0.525未満	65
	0.525以上 0.550未満	60
	0.550以上 0.575未満	55
	0.575以上 0.600未満	50
	0.600以上 0.625未満	45
	0.625以上 0.650未満	40
	0.650以上 0.675未満	35
	0.675以上 0.700未満	30
	0.700以上 0.725未満	25
	0.725以上	20
平成28年度の未利用エネルギー活用状況（注2-1）	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況（注3）	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0

グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注1-1) 「平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成28年度の二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）

(注2-1) 平成28年度の未利用エネルギーの活用比率とは、以下の方法により算出した数値をいう。

平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を平成28年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

(算定方式)

$$\text{平成28年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{平成28年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

- 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。
 - 工場等の廃熱又は排圧
 - 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「FIT法」において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - 高炉ガスその他の副生ガス
- 平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

4. 平成28年度の未利用エネルギーによる供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

(注3) 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの

(算定方法)
$\text{平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$

- ① 平成28年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))
- ②平成28年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))
- ③平成28年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電力を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電力とする。
2. 平成28年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。
3. 平成28年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。

省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
第一管区海上保安本部長 殿所在地
商号又は名称
代表者氏名

平成31年1月8日付けで公告のありました 件名: _____ で使用する電気の調達に係る省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した当社の点数等については、以下のとおりです。内容に相違ないことを誓約いたします。

記

1. 省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数が70点以上である。

合計点数 _____ 点

(内訳)

評価する項目	実数	点数
平成28年度の1kWhあたりの全電源平均CO ₂ 排出係数		点
平成28年度の未利用エネルギー活用状況		点
平成28年度の再生可能エネルギー導入状況		点
グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量		点
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		点

2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の義務を履行している。

(注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

(注2) 実数及び点数については、別に定める方式により行うこと。

(注3) 点数を算出するにあたり、根拠とした資料を添付する。